

数は力！ あなたのまわりの業者の方を民商にご紹介下さい！

名古屋北部民商ニュース

発行：2015年3月16日(月)

No. 129

名古屋北部民主商工会

〒462-0035 北区大野町3-19

TEL (052)915-8111

FAX (052)915-8114

E-mail jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

「3・13重税反対全国統一行動」とは

3月13日(金)に行われる「3・13重税反対全国統一行動」は、今年で46回目を迎えました。名古屋北部民商では、北区・守山区、西区に分かれて、それぞれ管轄の税務署へ申告書を集団提出しに行きました。その詳細については、次号のニュースで改めてお知らせします。(写真あり)

今日は、「3・13重税反対全国統一行動」とは何か、その歴史を皆さんにお伝えします。

今から遡ることおよそ50年前。1970年代、税務署は申告相談を名目に大量の「呼び出し文書」を納税者に配布し、税金の不当なつり上げを行いました。納税者は、この税務署に横暴に対して一斉に抗議。これが、今日の3・13重税反対全国統一行動につながっています。3・13重税反対全国統一行動は、労働者や農民、消費者など幅広い国民が「税金のあり方と使い道」について考え、意思表示する機会となっています。

安倍政権は、昨年4月に消費税率を5%から8%へと引き上げました。業者が負担する税額は確実に上がっています。「儲かっている実感は全くないのに、支払う税金だけはどんどん上がっていく」「こんな税額、とても払えない」という声が多数の中、安倍首相は再来年の4月に税率を10%に引き上げようとしています。国民の不安と大きな怒りはより一層広がるのが想像できます。数と対話の力で、重税反対・営業と暮らしを支える国民本位の税制と税務行政の実現をはかりましょう。



納税猶予・分納の相談・集団申請のお知らせ

「去年に比べて売り上げは減ったのに、納める税額が増えてしまった・・・」消費税率が5%から



8%に引き上げられてから初めての確定申告が終わりました。皆さんの周りに、所得税や消費税の納付で悩んでいる方はいらっしゃいませんか？名古屋北部民商では、2月21日(土)より

各支部において申告相談会を開催しましたが、消費税の申告がある方は決まって「こんなに納める税額が増えるの？」「去年はもっと安かったのに」という声が聞かれました。相談会が終わった今も、「消費税率が10%になったら商売をやめるしかないかもしれない」という声が多く聞かれます。このように、経営状況から消費税を納めることが難しい方がたくさんいらっしゃいます。そこで、名古屋北部民商では北区・守山区と西区に分かれて、納税猶予・分納の相談・集団申請を行います。参加される方は、事前に民商事務所まで連絡の上、①確定(消費税)申告書の控え ②最近3か月の収支のわかるもの ③印鑑を持って、下記の間所までお集まり下さい。

◎ 北区・守山区の方…3月26日(木)午後2時 民商事務所

◎ 西区の方…3月27日(金)午後2時 民商事務所

ご存知でしたか？

消費税は大企業優遇税制なんです！

消費税導入以来の税収は、大企業向けの法人3税(法人税、法人事業税、法人住民税)の減収にほぼ匹敵することを皆さんご存知でしたでしょうか？輸出大企業には「輸出戻し税」でだが区の消費税が還付されています。その額は、トヨタ自動車1,402億円、三井物産815億円など、上位10社だけでも6,843億円にもなります。(2013年)これは、消費税の免税点引き下げなどの影響を受けた中小業者200万人分(新規課税150万人超+本則課税移行40万人)の増税分6,300億円を大幅に上回る額の還付金(戻し税)を受けていることになります。(自主計算パンフレット2015 p.4~5より)

2013年分 輸出大企業10社の消費税差引還付金額(億円)			
①トヨタ自動車	1402	⑥三菱商事	746
②三井物産	815	⑦本田技研工業	432
③住友商事	794	⑧ソニー	389
④丸紅	765	⑨キャノン	380
⑤日産自動車	757	⑩マツダ	363

民商は、会員のみなさんの会費で運営されています。毎月15日集金
月末100%集金へ、みなさんのご協力をお願いいたします。